"世界につながるまち盛岡"市民会議規約

(昭和46年5月15日)

改正 昭和54年5月30日 昭和56年6月3日

平成4年5月29日 平成9年5月23日

平成26年6月5日 平成29年6月1日

平成30年4月1日

(名称及び事務所)

第1条 本会は"世界につながるまち盛岡"市民会議と称し、事務所を盛岡市役所に置く。 (目的)

第2条 本会は市民協働によって培う盛岡の魅力を国内外に発信し、盛岡の魅力を世界と共 有することを目的とする。

(事業)

- 第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 国内外に向けた盛岡の魅力発信に資する事業
 - (2) 盛岡を訪れる全ての人が盛岡を快適と感じる環境づくりに資する事業
 - (3) 市民の国際理解の推進に資する事業
 - (4) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

(組織)

- 第4条 本会は別表に掲げる各種団体の代表者をもって構成する。
 - 2 会員には一般会員と協賛会員の別を設け、会員の意思により選択するものとする。
 - 3 一般会員は、総会における議決権を有し、本会の主催事業を企画し実施することができる。
 - 4 協賛会員は、総会における議決権を有さず、本会の主催事業を実施することはできないが、本会の趣旨に賛同し、その実施する事業に参加することができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 理事若干名 監事3名

- 2 会長及び監事は総会において選出する。
- 3 会長は本会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長が推薦し、総会の承認を得てその任に当たり、また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。
- 5 理事は会長が推薦し、総会の承認を得てその任に当たる。
- 第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。
- 第7条 会長は会務を統理し、本会を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。
 - 3 理事は役員会において、その必要な事項を審議する。
 - 4 監事は会計を監査し、その結果を報告する。

(顧問)

- 第8条 この会に顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会務について会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

- 第9条 本会の会議は総会及び役員会とする。
 - 2 総会及び役員会は会長が招集する。
 - 3 総会は年1回以上開催し、事業計画の策定及び規約の改正その他主要事項を審議 する。
 - 4 総会は一般会員過半数以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数以上の承認を以って決する。
 - 5 役員会は随時開催し、総会付議案件のほか本会の運営につき必要事項を審議する。
 - 6 役員会は過半数以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数以上の承認を以って決する。

(事務局)

- 第10条 事業の円滑な運営を図るため、本会に事務局を置く。
 - 2 事務局に事務局長その他職員を置く。
 - 3 事務局長は盛岡市市民部市民協働推進課長をもって充て、その他職員は事務局長 が指名する。
 - 4 事務局長は事務局を統括し、事務処理に当たる。

(会計及び会計年度)

第11条 本会の運営に要する経費は補助金、寄付金及びその他をもって充てる。本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附則

- 1 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別にこれを定める。
- 2 あすを築く盛岡市民運動実践協議会要綱(昭和43年10月24日施行)は廃止する。
- 3 この規約は昭和46年5月15日から施行する。

附則

この規約は、昭和54年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年6月3日から施行する。

附則

この規約は、平成4年5月29日から施行する。

附則

この規約は、平成9年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月5日から施行する。

附則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。